

令和3年12月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日(金) 午後4時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(16人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 冨永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 (6番) 川邊 美津子 (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(0人) 最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博
農地係長 佐竹 竜一

7. 会議の概要

開会：午後 4 時 00 分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>こんにちは。本日は、全員出席です。総会は成立します。</p> <p>只今から、令和 3 年 12 月相良村農業委員会総会を開会します。相良村農業委員会会議規則第 4 条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、8 番委員、9 番委員の 2 名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が 4 議案で、案件は 19 件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字宮川、地目は田が 1 筆、面積は 300 m²です。権利種別は 3 条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。1 筆で 160,000 円、10a 当たりに換算すると 533,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>12 月 6 日立ち合いを行いました。現況は 1 筆になっており、元々譲受人が耕作されていた場所です。記載されているとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字西田、雨宮鶴、大柳、大字深水字石坂、大野、地目は田が3筆、畑が6筆、合計面積は9,144㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。
議長	引き続き、本件について委員の報告をお願いします。
8番委員	12月5日に川辺地区推進委員と確認に行きましたが、記載してあるとおり間違いございませんでした。
議長	ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
	議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見について
議長	次に、議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について、事務局の説明をお願いし

事務局	<p>ます。</p> <p>議案第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字立神、地目は畑が 5 筆、合計面積は 8,031 m²で、転用目的は相良村による今年の豪雨災害により住宅浸水被害を受けた住民のための住居地の確保事業として、また、地方創成総合戦略の取り組みである移住定住者向け宅地造成事業による宅地分譲です。売買価格は 5 筆で 5,500,000 円、10 a 当りに換算すると 684,846 円です。この案件に係る農地は現在農振農用地区域内から除外手続き中で、除外後は第 2 種農地となる見込みです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>12 月 4 日に柳瀬地区推進委員と譲渡人を訪問し話を伺ったところ、公共工事だから仕方ないということでした。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 3 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>次に、議案第 41 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 41 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利</p>

	<p>用権設定)の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字藏城、地目は田が 1 筆、面積は 1,387 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 5 番委員に報告をお願いします。</p>
5 番委員	<p>6 日に尋ねまして、これは再設定で借り手の人も堆肥をふるときは、バックしながらしかできないと言いながらも仕方がないとのことで借りられております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 5 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字上廻、地目は田が 2 筆、合計面積は 1,737 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は全筆で玄米 150 kg です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 9 番委員に報告をお願いします。</p>
9 番委員	<p>12 月 1 日に川辺地区推進委員と確認しまして、再設定でもあり議案どおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 9 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番と4番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字石坂下、地目は田が1筆、面積は2,039㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で玄米60kgです。番号4、大字川辺字山下、地目は田が5筆、合計面積は2,261㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>5日に2番委員と確認しまして、議案に記載のとおり間違いございませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、5番については、深水地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与</p>

	<p>制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 5、大字川辺別府原、地目は田が 2 筆、面積は 4,910 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 2 筆で 10 万円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 10 番委員が報告をします。</p>
10 番委員	<p>ただいま、ご報告いただいたとおり間違いありません。</p>
議長	<p>事務局からの説明と 10 番委員から報告しましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(深水地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、6 番と 7 番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。また、1 番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(1 番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 6、大字柳瀬字風呂前、地目は田が 1 筆、面積は 1,180 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 15,000 円です。番号 7、大字柳瀬字檜木、地目は田が 1 筆、面積は 2,020 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 15,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 6 番を 5 番委員、7 番を 3 番委員に報告をお願いします。</p>
5 番委員	<p>6 番はですね、私が借りているところのすぐ隣です。ここに記載のとおり問題ありませんでした。</p>
3 番委員	<p>7 番についてご報告いたします。12 月 8 日に柳瀬地区推進委員と利用権の設定を受ける人に話を伺いまして話をしまして、再設定でもあり何ら問題はないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 6 番を 5 番委員、7 番を 3 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 1 番委員の入室を許可します。</p> <p>(1 番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に 8 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 8、大字川辺字中高原及び高原、地目は畑が 3 筆、合計面積は 15,265 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設</p>

	<p>定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は3筆で45,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>12月2日に10番委員と確認をしております。中高原の2筆は樹園地となっておりますが、今は普通畑となっております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に9番から11番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字柳瀬字佐土原及び雨宮鶴、地目は田が4筆、合計面積は2,934㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり15,000円です。番号10、大字川辺大柳、地目は田が1筆、面積は821㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で玄米60kgです。番号11、大字川辺大柳、地目は田が2筆、合計面積は4,494㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>5日に8番委員と確認しまして、ここに記載のとおり間違いござい</p>

議長	<p>ませんでした。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 12 番と 13 番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12 番と 13 番につきましては、農業公社の分になります。番号 12、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は畑が 2 筆、合計面積は 2,890 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。番号 13、大字柳瀬吉ノ尾、地目は畑が 1 筆、面積は 3,000 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1 番につ</p>

	いて事務局の説明をお願いします。
事務局	続きます、所有権移転についてご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字小原ノ上、地目は田が 1 筆、面積は 622 m ² です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 250,000 円、10 a 当たりに換算すると 401,929 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について 7 番委員に報告をお願いします。
7 番委員	12 月 5 日に確認に伺ってきました。売買価格等ここに記載されているとおり間違いありませんでした。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と 7 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 2、大字柳瀬字小原ノ上、地目は田が 1 筆、面積は 1,088 m ² です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 500,000 円、10 a 当たりに換算すると 459,558 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	12 月 7 日に譲受人にお会いしてきました。被災された農地の代わりに買われるそうです。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 42 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p> <p>次に、議案第 42 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 42 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬吉ノ尾、地目は畑が 3 筆、合計面積は 5,890 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で 10 a 当たり賃借料は 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

議長	<p>これもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
議長	<p>(1) 次回の総会の開催日について 1月12日(水)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午後4時50分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年12月10日

相良村農業委員会

署名委員 8番 ㊟

署名委員 9番 ㊟